

# 丹野病院 訪問リハビリテーション重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	医療法人清真会 丹野病院 訪問リハビリテーション
所在地	本体事業所：〒310-0841 茨城県水戸市酒門町 4887
提供可能サービスおよび 介護保険事業所番号	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 0810112045 号
管理者及び連絡先	理事長：丹野 大 連絡先：029-226-6555
サービス提供地域	水戸市 ひたちなか市 那珂市 大洗町 茨城町など

## 2. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの職員体制

職種	従事するサービス	人員
作業療法士	リハビリテーションの提供	2名
理学療法士	リハビリテーションの提供	1名

## 3. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの営業日、休所日、営業時間及びサービス提供時間

営業日	毎週月曜日～土曜日
休所日	毎週日曜日、毎年12月30日～1月3日
営業時間	午前9時00分～午後17時00分
サービス提供時間	1日40分以上

## 4. サービス利用料、利用者様負担金及び支払い方法、キャンセル料について

### 1) サービス利用料及び利用者様負担金

別紙「訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション料金表」参照

### 2) 支払い方法

当月の料金の合計金額の請求書に明細を貼付して、翌月の10日以降にお知らせします。現金払いとなっています。請求書が届いた月の末日までに従事者及び窓口へのお支払をお願い致します。

### 3) キャンセル料について

利用者の都合によりサービスをキャンセルした場合は、以下の通りキャンセル料を徴収します。

- ①前日～当日朝 9:00 までの連絡：キャンセル料なし
- ②当日無断キャンセル：訪問リハビリテーション費 628～942 円
- ③予防訪問リハビリテーション費 608～912 円

但し、急な体調不良や入院などやむを得ない場合は対象外とします。

また、天候不良や災害、事業所の都合による場合も対象外とします。

### 4) 介護職員等処遇改善加算について

令和 8 年 6 月より、介護保険制度改定に伴い、「介護職員等処遇改善加算」を算定します。

この加算は、介護・医療従事者の処遇改善を目的として、国が定めた加算であり、サービスの質維持・向上及び安定したサービス提供体制の確保を目的としています。

そのため、訪問リハビリテーション利用料について、介護保険負担割合に応じた加算額が加わります。

介護職員等処遇改善加算－基本サービス費（各種加算減算を含む）の 1 ヶ月あたりの総単位数に対し、一律 1.5% を乗じた額を算定します。

※加算率は、介護報酬改定等により変更となる場合があります。

利用者負担について

本加算は、介護保険適用となります。

そのため、利用者には介護保険負担割合(1 割～3 割)に応じた自己負担額が発生します。

詳細な金額につきましては、毎月の請求書より説明いたします。

### 5. サービスの内容・基本方針

計画的な医学的管理を行っている主治医の指示に基づき、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助けることを目的に、リハビリテーションの目標と具体的なサービス内容を記載した、別添の「訪問リハビリテーション計画書」に沿って実施します。

### 6. かかりつけ医への定期受診について

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションを利用するにあたり、かかりつけ医への定期的な受診をお願い致します。訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションスタッフはかかりつけ医から頂いた「診療情報提供書等」を基に、当院医師の指示の下リハビリテーションプログラムの作成及び実施を行っていきます。かかりつけ医からの診療情報提供書を基に 3 ヶ月に 1 度、当院医師が訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーションの依頼書を作成します。

## 7. 緊急時の対応

- 1) 事業所の従業者は、訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション事業を実施中に利用者様の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行います。
- 2) 事業所の従業者は、前項について、然るべき処置を行った場合は、速やかに主治の医師、代理人又はご家族及び介護予防支援事業所に速やかに連絡します。

主治医	病院名	
	主治医氏名	
緊急連絡先①	氏名	(続柄: )
	連絡先	住所:
		電話: (携帯: )
緊急連絡先②	氏名	(続柄: )
	連絡先	住所:
		電話: (携帯: )

(ご本人携帯: )

## 8. 秘密保持

- 1) 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密、個人情報については、利用者様または第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後においても、第三者に漏らすことはありません。
- 2) 事業者は、あらかじめ文書により利用者様の同意を得た場合には、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報提供することができます。

## 9. 虐待及びハラスメント防止のための措置に関する事項

事業者は、利用者の人権擁護・虐待及びハラスメント防止のため、次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- 1) 従業者に虐待及びハラスメントを防止するための研修の実施
- 2) 利用者及び、その家族からの苦情処理体制の整備
- 3) その他虐待及びハラスメント防止のために必要な措置
- 4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は、養護者(利用者ご家族など高齢者を現に養護する者)によるハラスメントを受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. その他

- 1) 予定していたスタッフが体調不良等により訪問できなくなった場合、別のスタッフでの対応、又は別の曜日に振替で対応させて頂く場合があります。
- 2) 訪問リハビリテーション公用車をタクシーや救急車代わりには出来ません。

11. サービス提供責任者及び相談窓口、苦情対応

- 1) サービス提供の責任者（サービス・コーディネーター）は以下の通りです。
- 2) サービス提供についてのご相談やご不満がある場合、どんなことでもお寄せください。
- 3) 相談窓口、苦情対応

当事業所のサービスについて、ご不明な点や疑問がございましたら、下記までお気軽にご相談ください。また、ご意見箱での受付も致しておりますのでご利用ください。

サービス相談窓口、苦情対応：川本 啓太 電話番号：029-226-6555 直通 PHS 番号:860 FAX 番号：029-225-3725 対応時間：午前 9 時 00 分～午後 17 時 30 分
--

○その他当事業所以外の相談窓口

水戸市市役所 福祉部 介護保険課 電話番号029-224-1111

茨城県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室 電話番号029-301-1565

説明年月日 令和 年 月 日

サービス契約の締結に当たり、前記により重要事項を説明しました。

事業所 所在地 〒310-0841 茨城県水戸市酒門町 4887  
名称 丹野病院 訪問リハビリテーション事業所  
管理者名 丹野 大  
説明者 \_\_\_\_\_

説明を受け、同意し、交付を受けました。

利用者様 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_